

# 西尾市文化会館をご利用いただく際のお願い

このたびは、西尾市文化会館をご利用いただき誠にありがとうございます。

当館は公共施設でありますので、市の条例・規則等で利用者の皆様にお守りいただかなければならない事項が定められておりますが、次の点については特にご留意くださるようお願い申し上げます。

## 1 利用許可書の提示

利用期間中は毎日、利用開始前に利用許可書の提示が必要です。開場のために最初に来られる方は、利用許可書を必ずご持参のうえ会館職員にご提示ください。

## 2 ご利用時間

ご利用時間には、準備と片付けに要する時間が含まれています。

## 3 看板、旗、ポスター等の設置場所

- ・会議室・創作室等の前のスタンドをご利用ください。（掲出物は利用者でご用意ください）
- ・看板、旗、ポスター等の掲出場所（下図参照）や掲出方法を指定しています。
- ・釘打ちや粘着テープ等によってポスターや表示物を壁面や扉等に直接張り出すことはできませんので、ご注意ください。

### (1) 屋外の指定場所

ピロティの柱・タクシー乗場の柱

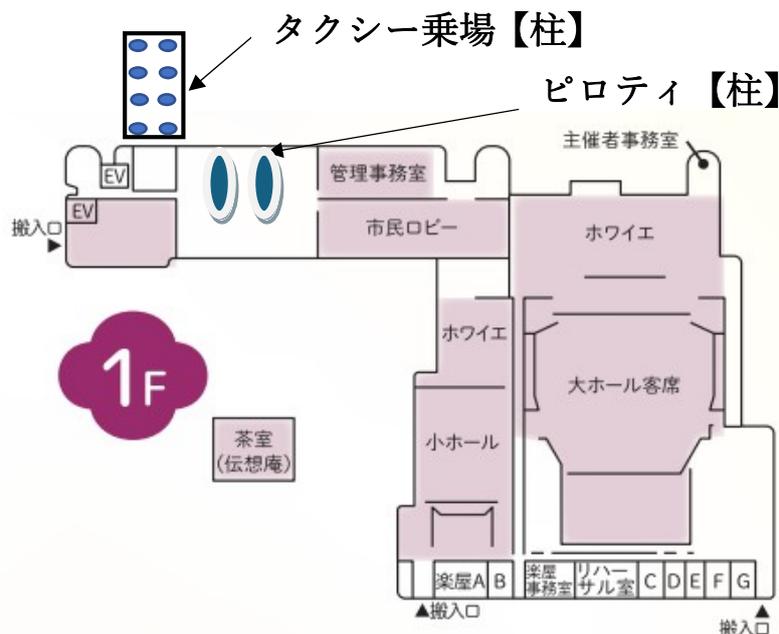
※ ロープ、タフロンテープ、針金等で縛りつけ、風で転倒しないようにしっかり固定してください。

### (2) 屋内の指定場所

1階エレベータ横の階段上がり口・市民ロビー階段上がり口

〔部屋前の廊下には看板・旗等は設置できません。〕

※ 部屋内でポスターやチラシ等を掲示する場合は、展示パネル（縦 180センチ、横 120センチ）をお貸しします。なお、掲示に際しては養生テープを使用してください。（セロハンテープ・ガムテープは使用禁止）



#### 4 宣伝用チラシ等を作成する場合の注意

営利、営業及び宣伝の目的で文化会館を利用される方が、宣伝用にチラシやポスター等の印刷物を作成される場合には、『行事と施設は無関係である』旨を必ず記載してください。

(記載例：この催しは、文化会館とは一切関係ありません。)

#### 5 廊下（通路）での禁止事項

廊下（通路）に物を置くことはできませんので、部屋の中へ全て収めてください。受付場所を設ける場合は、部屋内をお願いします。

#### 6 コンセントの使用

電源使用料として、消費電力 1kw に付き 220 円（午前、午後、夜間毎に）をいただきますので、事前にお申し出ください。

#### 7 搬入・搬出時の注意

物品の搬入・搬出は、原則として荷物専用エレベーターを使用していただきますが、他の利用者で使用時間が重なるときにはエレベータ及びその周辺が大変混み合いますので、時間的な余裕を十分確保していただくとともに譲り合ってください。

#### 8 荷物等を配達する場合の注意

荷物等をお預かりすることはできませんので、会場へ荷物等を配達する場合は、催事の開催時間中に届くように指定してください。

#### 9 物品の盗難等

物品の盗難や冷暖房による影響については、当館は一切責任を負いませんので、利用者において適切な予防措置を講じてください。

#### 10 部室内での火気使用等の禁止

部室内での火気の使用や煮炊きはできません。

#### 11 子どもさんへの注意

来場者に子どもさんがみえる場合は、廊下や階段で遊んだりしないようご注意ください。

#### 12 他の利用者への迷惑防止

CD、マイクを使用されるときは、他の利用者の迷惑にならないようスピーカーのボリュームにご注意ください。ワイヤレスマイク等の無線機器を持ち込む場合は、事前にお申し出ください。

#### 13 原状回復

ご利用終了後は机・椅子等を整頓し、元の状態に戻してください。

また、ゴミはすべてお持ち帰りください。

#### 14 使用料の還付

既納の使用料は原則として還付いたしません。但し、相当な理由があると認めたときは次の額を還付いたします。

ホール	・90 日前まで	100%	・30 日前まで	70%	・10 日前まで	30%
会議室、茶室	・30 日前まで	100%	・20 日前まで	70%	・10 日前まで	30%

#### 15 トラブルの防止

商品の宣伝や展示販売等に当たっては、顧客とトラブルが起きないようにご注意ください。

万一トラブルが起きたり、会館の決まりや 職員の指示をお守りいただけなかった場合は、今後のご利用をお断りすることがありますので、ご承知おきください。